

事業報告書			
医療法人整理番号		02546	
報告期間		令和7年4月1日	
自		令和8年3月31日	
至			
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人たむら眼科	
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度採用	
(2)	事務所の所在地	広島県	
	都道府県	呉市	
	市区町村	警固屋4丁目2番11号	
	町名・番地		
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成26年2月6日	
(4)	設立登記年月日	令和6年6月6日	
(5)	理事長の氏名	田村 博己	
	姓	博己	
	名	4	
	役員及び評議員の人数	理事長を含む人数を記載すること。	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書

[illegible]

書出藥肆

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関等を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関價の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

かつ、当該医療運送機を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

2. 購入した医療機関簡名、発行した医療機関簡名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。

[illegible]

(注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

様式 2

法人名 医療法人社団たむら眼科
所在地 広島県呉市警固屋4丁目2番11号

※医療法人整理番号	
-----------	--

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	191,716 千円
2. 負 債 額	18,062 千円
3. 純 資 産 額	173,654 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	155,961
B 固 定 資 産	35,755
C 資 産 合 計 (A+B)	191,716
D 負 債 合 計	18,062
E 純 資 産 (C-D)	173,654

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人たむら眼科
所在地 広島県呉市警固屋 4 丁目 2 番 1 1 号

医療法人整理番号 02546

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			168,025
2 事業費用			158,337
本来業務事業利益			9,688
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
事業利益			9,688
II 事業外収益			3,151
III 事業外費用			0
経常利益			12,839
IV 特別利益			603
V 特別損失			0
税引前当期純利益			13,442
法人税等			2,807
当期純利益			10,635

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人社団たむら眼科
所在地 広島県呉市警固屋4丁目2番11号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				賃借料の支払 注1	6,000	前払費用	500

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注1 不動産の賃借料は近隣相場を参考に決定している

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団たむら眼科
理事長 田村 博己 殿

私（注1）は、医療法人社団たむら眼科の令和7会計年度（令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 5月 24日
医療法人社団たむら眼科
監事

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。